

三原市水道部配水管等布設工事の品質確保に関する要綱

平成29年3月21日

水道事業要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法第5条（昭和32年法律第177号）に規定する施設基準のうち、配水管等に係る品質の確保を図ることを目的とし、法令その他別に定めるものを除くほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、配水管等布設工事（以下「対象工事」という。）とは、水道部が公告する導水管、送水管及び配水管の新設、改良等のための布設、移設及び弁栓類の設置等の工事をいう。

(品質の確保)

第3条 対象工事は、配水管の接合等の技術を有すると認められる者（以下「配管技能者」という。）を置かなければならない。ただし、特殊な技術を要する工事、その他管理者が特に認める工事については、適用しないことができる。

(対象工事、配管技能者の種別等)

第4条 対象工事、配管技能者の種別及び資格要件は、別表第1のとおりとする。

(配管技能者の区分)

第5条 配管技能者の区分は、次のとおりとする。

(1) 雇用配管技能者

入札参加希望者と入札参加希望日の3か月前から直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ対象工事についてその施工技術を有し、当該工事の配水管等布設施工を総括する者

(2) 配置配管技能者

受注者又は下請負人と届出日の3か月前から直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ対象工事についてその施工技術を有し、当該工事の配水管等布設施工を主体となって行う者

(配管技能者の届出)

第6条 配管技能者の届出は、次のとおりとする。

(1) 雇用配管技能者

入札参加希望書提出時に要件となる種別ごとに1名選任し、資格が確認できるもの（受講証等の写し）及び雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を公告に定める提出書類と併せて提出するものとする。なお、同一の者を複数の案件に届出することができる。

(2) 配置配管技能者

工事請負契約締結後から配水管等布設施工時まで要件となる種別ごとに選任し、様式第1号により監督員へ届出するものとする。

(3) 届出の変更

工事の中途において、雇用配管技能者の変更が必要になった場合は、様式第2号により速やかに届出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月21日から施行し、平成29年6月1日から適用する。ただし適用日前に公告した対象工事については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 この要綱の第5条第1項第1号の規定のうち、第4条に定める配管技能者（耐震）については平成30年4月1日以降、また、配管技能者（大口径）については平成31年4月1日以降に公告した対象工事から適用する。

別表第1（第4条関係）

対象工事	配管技能者の種別	資格要件
水道配水用ポリエチレン管布設工事	配管技能者（HPPE）	配水用ポリエチレンパイプシステム協会による施工講習受講証を有する者
ダクトイル鋳鉄管布設工事（φ450mm以下）	配管技能者（耐震）	公益社団法人日本水道協会による配水管技能者登録証「耐震継手」を有する者
		一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会による継手接合研修会受講証「耐震管φ450以下」を有する者
ダクトイル鋳鉄管布設工事（φ500mm以上）	配管技能者（大口径）	公益社団法人日本水道協会による配水管技能者登録証「大口径」を有する者
		一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会による継手接合研修会受講証「耐震管φ500以上」を有する者
その他の管種工事	別途、管理者が定める	

(注) 配管技能者（耐震）及び配管技能者（大口径）は、どちらか一つの資格要件で可とする。

配置配管技能者選任届 (第 回)

年 月 日

三原市水道事業
三 原 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

次の工事について、配置配管技能者を選任したので提出します。

工 事 名 :

工事場所 : 三原市

配管技能者種別	氏 名	会 社 名	備 考

※ 本工事に該当する種別の配置配管技能者を記入してください。(複数名配置可)

「注意事項」

- 1 工事請負契約締結後から配水管等布設施工時までに監督員へ提出してください。(契約時提出でも可)
- 2 添付書類
資格が確認できるもの(受講証等の写し)及び雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付してください。【下請負人が雇用する者を配置する場合は施工体制台帳提出後】
- 3 本工事の配水管等布設作業は、選任する配置配管技能者により行ってください。
- 4 配置配管技能者を追加する場合は、変更後の配置配管技能者全員を記入し提出してください。
(資格及び雇用関係確認書類は追加分のみ添付)

雇用配管技能者変更届

年 月 日

三原市水道事業
三原市長様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

次の工事について、雇用配管技能者を変更したので提出します。

工事名：

工事場所：三原市

変更前

配管技能者種別	氏 名	備 考

変更後

配管技能者種別	氏 名	備 考

変更理由

「注意事項」

1 添付書類

資格が確認できるもの（受講証等の写し）及び雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付してください。